# 厚木中央通り防災建築街区の成立と変遷

# 海老澤 模奈人\*

# The Formation and Alteration of the Chuo-dori Disaster Prevention Blocks in Atsugi

# Monado Ebisawa\*

This paper discusses the formation and alteration of the Chuo-dori Disaster Prevention Blocks built between 1963 and 1967 in Atsugi. In Japan many Disaster Prevention Blocks (*Bosai Kenchiku Gaiku*) were constructed based on the law promulgated in 1961 in order not only to prevent urban areas from disaster but also to redevelop old urban districts. The Planning of the Atsugi Chuo-dori Blocks began with the widening of the National Route 246 around 1961. These blocks were consisted of eight buildings along the road. These buildings were designed as three-storied reinforced concrete terraced houses and had characteristics of the modern architecture, especially ribbon windows. After 1980's parts of these blocks were gradually demolished and nearly half of buildings exist now.

Today, half a century after construction, the historical value of these buildings as architectural heritage should be considered.

#### 1. はじめに

1952 年公布の耐火建築促進法を引き継いで、1961 年 6 月に公布施行された防災建築街区造成法は、第二次世界大戦後日本の都市の不燃化および再開発を進める上での過渡的な法律の一つであった。この法律は8年後(1969年)の都市再開発法の施行に伴い廃止されるが、その間、資料によれば全国で少なくとも300以上の街区が防災建築街区指定を受けたとされる10。

本稿は、防災建築街区造成法により建設された一事例である、神奈川県厚木市の「中央通り防災建築街区」の成立と変遷を明らかにするものである。防災建築街区造成法による建築物は現在、建設後半世紀以上を経て、高度成長期の都市計画や建築デザインを今に伝えるものとして、歴史的価値を検討する時期に来ていると言える。しかし実際には建物や設備の老朽化に伴い、取り壊しが実施、もしくは検討される例が少なくない。厚木の中央通り防災建築街区も後述するように部分的に取り壊しが進む状況であるが、その建築は当時の鉄筋コンクリート造建造物の特徴を示すものであり、その成立過程も含めて、建築・都市計画遺産としての価値を考慮すべき事例であると考える。

日本各地に残る防災建築街区の歴史や現状についてはすでに複数の研究がなされており、前身の耐火建築促進法による「防火建築帯」も含めれば、1950~1960年代の一連の建築に関する個別の研究は蓄積されている<sup>2)</sup>。一方で厚木市の防災建築街区については、中島直人が藤沢市の防災建築街区を論じるなかで、「非戦災都市で、都市計画基

礎調査、都市改造土地区画整理事業(1965 年度まで)を 実施し、さらに初動期に防災建築街区指定を受けた自治体 は、藤沢市、厚木市、蒲郡市の僅か3都市に限られている」 と指摘しているように<sup>3)</sup>、初期の防災建築街区事例として 重要性を持つと考えられるものの、その歴史や現状に関し ての具体的な研究は皆無である。

本稿では防災建築街区の一つのケーススタディとして、 厚木市役所蔵の非公刊資料と厚木市広報や住宅地図、市街 地再開発に関する図集などの公刊資料を用いて、厚木中央 通り防災建築街区の成立と変遷、および建築の特徴を明ら かにする。そしてその結果をもとに、終章ではこの建築街 区の歴史的・建築的な価値を指摘したい。

# 2. 防災建築街区造成法について

上述のように防災建築街区造成法は1961年6月に耐火建築促進法を引き継ぐ形で公布施行された。その総則・第一条には、「この法律は、防災建築街区における防災建築物及びその敷地の整備について必要な事項を規定することにより、都市における災害の防止を図り、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」とある4。火災や津波などの災害を防止する「防災建築物」の建設を機に、都市内の土地を合理的に再開発することが同法の趣旨であった。

先行研究によれば<sup>5)</sup>、前身の耐火建築促進法と防災建築 街区造成法の主な違いは、前者が都市の不燃化のために街 路沿いに「防火建築帯」を「線」として建設する事業を促すものだったのに対し、後者は街区単位での、いわば「面」としての再開発を目指した点にあったとされる。また同法では、防災建築街区造成のための組合の結成を定め、建築主たちの事業への自主的な取り組みを求めた点も制度的な特徴の一つだった。さらに、防災建築街区指定後に、担当の市町村に街区基本計画の立案が求められた点も画期的という。そして街区造成に当たっては、国や地方公共団体が財政的・技術的援助を行うことができる旨、条文には記されていた。

中央通り防災建築街区も、建築主は「厚木市中央通り防 災建築街区造成組合」という地権者たちの団体であった。 そして厚木市が同法を用いた計画を主導した。また建設に あたっては国、県、市からの補助金を受けている。

## 3. 中央通りの概要と防災建築街区計画の契機

厚木市の中央通りは、小田急線本厚木駅の北東約 500m の地点から東に伸びる全長約 300m の道路である(図 1)。この道路をさらに東に 100m ほど進むと相模大橋に至る。この道はもともと中学通りと呼ばれていた。「中央通り」の呼称は、本稿で扱う防災建築街区の計画を機に成立したものでありの、防災建築街区に設けられた商店街の名称としても知られている。道路の正式名称は、街区成立時は二級国道 246 号東京沼津線、現在は県道 43 号藤沢厚木線の一部となる。

防災建築街区成立以前のこの通りの歴史について、郷土 史の記述を参照しつつ簡潔に述べたいっ。江戸時代から近 代にかけての厚木の中心は、相模川に沿って南北に延びる 通り沿いの地区(現在の厚木町、東町)であった。その様 子は、フェリックス・ベアトによって幕末に写された写真 りによっても伝えられている。明治に入ってこの南北の通 りは町家が建ち並ぶ目抜き通りとして発展していった。こ



図1 中央通り防災建築街区の位置(中央上が計画された防 災建築街区、左下が本厚木駅、右が相模川) (厚木市市街地整備課蔵「事業概要」所収の図より)

の通りから枝分かれして西に伸びる道が中学通りであった。当初は幅 2.5m ほどの狭い道だったという。それが関東大震災後の昭和の初めに幅員 8m ほどに拡幅された。中学通りと呼ばれたのは、この通りを西に進んだ先に、現在の厚木高校の前身となる神奈川県の第三中学があったからである。その後第二次大戦後に至ってこの東西軸は、商店や庁舎が建つ厚木の主要道路の一つとなっていく。

中央通り防災建築街区の成立の契機については、2点指摘できる。

一つは火災との関係である。近代の厚木ではしばしば火災が記録されている。郷土史家・鈴村茂の『厚木の商人』によれば、厚木の中心部は南北に建物が続くため、火災が起きると大火になりやすい条件をもっていたという。事実、1960年1月には中学通り北側の料亭から出火し8戸を焼く火災が起こり、1962年4月にも中学通り近くの飲食店より出火し、複数の店舗を焼失する火災が起こった。これらの火災が防災建築街区建設の一つの契機となったと鈴村は記す9。中央通り防災建築街区の竣工を伝える1967年7月15日の『広報あつぎ』でも、「南風が吹けば、北のはしまで、北風が吹けば南のはてまでも灰になってしまう厚木町の形態からこの中央に不燃性防災建築街区を造り火災から町を守り、しかもより合理的に少い土地を利用することがいかに有利であるか100」と記し、火災の延焼を止める、東西に伸びる防災建築街区に期待を寄せている。

もう一つは道路の拡幅である。防災建築街区成立の直接 的な契機としては、むしろこの道路拡幅の方が大きいと考 えられる。厚木市役所市街地整備課蔵の手書きの書類「厚 木市中央通り防災建築街区事業概要」(作成年不詳。以下 「事業概要」)には、「改造動機」として「国道 246 号線(東 京〜沼津線)拡巾改修にあわせて都市不燃化と土地の合理 的利用をはかりもって近代都市としての商店街を造成し ようとするもので防災建築街区造成法を適用した」と記さ れている。厚木市が誕生した 1955 年には相模大橋が開通 し、その結果、この橋からダイレクトに西に伸びる中学通 りの重要性はいっそう高まった。その道を東京と沼津を結 ぶ国道として整備していく必要性が生じたのである。

前出の『広報あつぎ』には、「東京オリンピックが開催されるまでに、完成を目指して進められた、東京沼津線の道路拡張と、全線補装の至上命令は、両側に軒を並べた旧厚木中学通り商店街住民を大きく動揺させた。しかし、たびかさなる、説明会につぐ説明により、この改修工事に応ずる気配が生じた」とあり、国からの道路拡張整備の指示を受けて、市が計画を起こし、土地所有者たちに建て替えを促した状況が読みとれる。当時の状況を記す具体的な資料や証言は得られておらず、あくまで推測となるが、上記をまとめれば、道路拡幅を機に、近代の厚木の懸案事項であった防火に配慮し、かつ合理的な土地利用を実現する新しい街区の形成が求められたということだろう。

なお、中央通り防災建築街区はその名が示すとおり、道路沿いに防災建築物を建設するものであり、防災建築街区造成法が本来目指した「面的」な再開発というよりは、「線

的」な事業であった。その点で前身の耐火建築促進法による「防火建築帯」に近いものと言える。1960 年 1 月の火災が一つの契機だったとすれば、それは 1961 年 6 月の防災建築街区造成法の公布以前のことである。つまり中央通り防災建築街区の計画は、時期的に二つの法律の移行期にあり、前身の耐火建築促進法からの継続性が窺われるのもそこに一因があると言えよう <sup>11)</sup>。

## 4. 中央通り防災建築街区の成立と建築の特徴

「厚木中央通り防災建築街区」が防災建築街区指定を受けるのは、1963年3月22日である。同街区は中央通りの両側に建ち並ぶ計8棟の建築(図2)として計画され、1963年2月から1967年にかけて段階的に建設される(表1,2)。以下にこの防災建築街区の街区計画、事業運営および建築に見られる特徴を述べる。

### 4-1. 街区計画の特徴

中央通り防災建築街区の街区計画は、図2のように、全長約300mの道路の北側にA~Dの4棟が(西から東に)並び、道路の南側にはE~Hの4棟が(東から西に)並ぶ計画となっていた。それぞれの棟の道路側は建物の前面がそろえられ、中央通り沿いに統一の取れた街区が計画されていたことがわかる。しかし、同じ図面からわかるように、

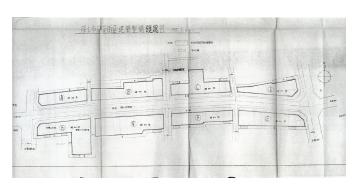


図2 「厚木市防災街区建築整備現況図」(北が上) 作成年不詳,厚木市市街地整備課蔵. 左上より右にA,B,C,D棟、右下より左にE,F,G,H棟が並ぶ

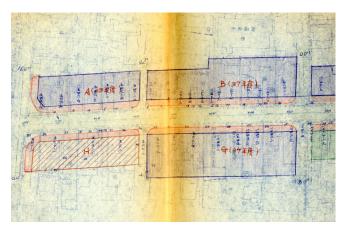


図3 「厚木市防災街区実施計画図(部分)」(作成年不詳) (厚木市市街地整備課蔵「事業概要」所収)

各棟の裏側の外形線は様々である。正面の統一性の半面、 裏側では各街区の土地所有者の意向がそれぞれに反映されている。なお、実施ではこの図の計画から一部の住棟の 形が変更されている <sup>12)</sup>。

表2にまとめたように、各棟には7~10人の所有者(権利者)がいる。この防災建築街区造成では、計画前の土地所有者が基本的に同じ場所にとどまり、共同で建物を建て替えたかたちになっている。もともと道路沿いに一軒一軒の商店が建ち並ぶ町並みが、一体型の鉄筋コンクリート造の店舗併設住宅に建て替えられたのである。その際に興味深いのは、土地所有の連続性とそこに見られる変化である。

この防災建築街区造成事業は、道路拡幅も伴う事業だったため、それぞれの土地所有者は当初の土地の形をそのまま維持するわけにはいかなかった。道路拡幅計画において、当初8mの幅員であった道路は、車道12m、歩道3m×2の計18mに拡幅されなければならず(図3)、道路沿いの土地所有者には、所有地の前面を提供する必要が生じたのである。国道であるから、道路拡幅に際しては、国から土地代金と既存建物の補償金が支払われた13)(表3)。

これを機会に、土地所有者の間でそれぞれの所有地の調整がなされている。例えば、奥行きの狭い土地の場合は、敷地の裏側に建つ住宅の土地を買い取り、面積を増やす例が見られる。この場合、土地を売った裏側の住人は別の土地に転居したものと考えられる。また、隣家との間で土地の売買をして土地境界を調整している例も見られる。このようにして、それぞれの土地所有者が必要な土地面積を確保している。しかしながら、最終的に所有する土地面積が縮小された人も少なくない。しかしその場合であっても、

表 1 厚木中央通り防災建築街区成立年表

			1
西暦	和暦	厚木	全国
1952年5月	昭和27年		耐火建築促進法公布
1955年2月	昭和30年	厚木市成立	
6月		相模大橋開通	
1960年1月	昭和35年	中学通り北側の料亭から出火。8戸焼失	
1961年6月	昭和36年		防災建築街区造成法公布
8月		市役所国道改修促進事務所開設	
1962年4月	昭和37年	中学通り近くの天王町角で火災	
1963年2月	昭和38年	B, G棟着工	
3月		「厚木中央通り防災建築街区」の指定	
3月		第1,2防災建築街区造成組合設立	
6月		A棟着工	
11月		B, G棟竣工	
1964年2月	昭和39年	A棟竣工	
6月		C棟着工	
10月			東京オリンピック
1965年1月	昭和40年	第3~6防災建築街区造成組合設立	
3月		C棟竣工、D, E, F棟着工	
12月		D, E, F棟竣工	
1966年4月	昭和41年	H棟着工	
1967年3月	昭和42年	H棟竣工	
5月		市役所国道改修促進事務所閉鎖	
1969年6月	昭和44年		都市再開発法公布

(本文注に記載した各種資料をもとに年表を作成した。)

街区造成後には建物が3階建てになるので、各人の所有する床面積は軒並み増加したと考えられる。前述の『広報あつぎ』の記事に「合理的に少い土地を利用すること」と書かれたように、道路拡幅という時代の要請に対して、建築の集約によって対応したことがわかる。

以上見たような土地の転換の様子は、厚木市市街地整備 課蔵の「厚木市防災建築街区実施計画図」に見ることができる<sup>14)</sup>。そこから確認できることは、基本的に防災建築街 区計画前の土地所有者たちがそのままの土地の並びを維持し、間口の大小関係もほぼ継承するかたちで、共同の建築に移行したことである。結果として、新たに建設された道路沿いの8棟の防災建築物は、鉄筋コンクリート造による大きな長屋のような形になった。建物は一体のものだが、各人は短冊状の土地を有し、その土地の上部の建物部分がその人の所有部分となる。いわゆる縦割式の区分所有と呼ばれる形式であった。これは防災建築街区造成事業のビルにしばしば見られる特徴とされる<sup>15)</sup>。前もって述べれば、このような縦割式の建物の所有形態が、次章で述べる建設後の部分的な取り壊しの要因となる。

#### 4-2. 事業運営

建築主は「厚木市中央通り防災建築街区造成組合」である。表3に記したように、組合には第1から第6まであり、第1、2組合が1963年3月26日、第3~6組合は1965年1月28日に設立されている。いずれも事業完了後に解散している。なお、先の組合名称は「事業概要」に記載されていたものであるが、厚木市市街地整備課蔵の別の手書きの公文書では、「厚木中央ビル商店街第○防災建築街区造成組合」(○には数字が入る)という名称も使われている。

さらに行政側において「市役所国道改修促進事務所」が設けられ、事業の推進に当たった。前出の「事業概要」には、この2団体に加えて商工会議所等が主体になり、「防災建築街区造成法・各種補助金・住宅金融公庫貸付金等の説明会、映画会、視察等」のPRを実施したと記されている。視察先としては千葉県柏市、静岡県吉原市・沼津市の名が付記されている。

建築主たちは、上述のように道路拡幅に伴い土地代金と補償金を受け取った。加えて国・県・市より補助金を受け、さらに住宅金融公庫の融資や民間銀行から資金を借り入れ、防災建築街区の建設に臨んだ。棟ごとの総建築費、買

収補償額、住宅金融公庫の融資金、民間金融機関からの借入金、補助金等の内訳については、「事業概要」に添付された「概要表」にまとめられている。また、神奈川県建築部建築課による『防災建築街区造成事業概要』(昭和43年度)や全国市街地再開発協会による『図集・市街地再開発』(1970年)160といった公刊資料でもほぼ同じデータが公表されており、防災建築街区の建設が当時、公的な性格をもつ再開発事業と見られていたことがわかる。

これらのデータをもとに、表3に各棟の総建築費と補助 金の額、さらに総建築費に対する補助金の比率を記した。 そこからわかるように、総建築費における補助金の率は平 均すると 7%ほどに過ぎない。なお、ここでの補助金は、 「防災建築街区造成事業補助金」を指している。厚木市市 街地整備課蔵の「厚木市防災建築街区補足説明文」と題さ れた B5 判手書きの文書によると、「防災建築街区造成事業 補助金」の対象となるのは、「街区基本計画作成費」と「街 区整備費」であり、後者は事業計画作成・建築設計・地盤 調査費、建設物除却工事費、さらに共同附帯施設整備費 (給・排水施設、電気施設、ガス施設、広場・通路整備費 など)であった。いずれも実際にかかった費用の3分の2 が補助された。また、この補助金は、国、県、市が 2:1:1 の比で補助することになっており、実際に国が約2,660万 円、県・市が約1,332万円補助したことが同じ資料に記さ れている。

このように、補助金といっても建築工事に対する直接的な補助ではなく、街区基本計画の作成や街区整備などいわば「間接的な補助」を行った点が防災建築街区造成事業の

表 3 中央通り防災建築街区の各棟の建築費用等

	総建築費	買収補償費	補助金	補助金 総建築費	組合名	
A棟	74,500,000円	26,500,000円	4,578,000円	6.1%	第1組合	
B棟	126,000,000円	34,850,000円	10,224,000円	8.1%	第1組合	
C棟	92,000,000円	30,250,000円	7,182,000円	7.8%	第3組合	
D棟	81,000,000円	30,000,000円	5,940,000円	7.3%	第4組合	
E棟	85,500,000円	30,100,000円	7,210,000円	8.4%	第5組合	
F棟	78,500,000円	29,500,000円	6,422,000円	8.2%	第6組合	
G棟	94,500,000円	21,200,000円	7,801,000円	8.3%	第2組合	
H棟	184,300,000円	25,000,000円	3,891,000円	2.1%	第2組合	

この表の記載内容は、主として「厚木市中央通り防災建築街区事業概要」(表2と同様) に記載の情報を参照した。なお、ほぼ同じ内容が、『図集・市街地再開発』(全国市街地 再開発協会, 1970, pp.169-183)および『防災建築街区造成事業概要(昭和43年度)』 (神奈川県建築部建築課, pp.61-62)にも記載され、公表されている。

表 2 中央通り防災建築街区の各棟の建築に関する基本情報

	建設期間	設計	施工	建築面積	延床面積	住宅面積	住宅面積比率	間口長さ計	商店数	権利者数	一般住宅数
A棟	1963年6月1日~1964年2月20日	日本不燃建築研究所	佐藤工業	611 m <sup>2</sup>	1,933 m²	1,248m²	64.6%	46.25m	8	7	6
B棟	1963年2月1日~1963年11月8日	日本不燃建築研究所	佐藤工業	1,082 m <sup>2</sup>	3,280m²	1,686m <sup>2</sup>	51.4%	79.435m	11	10	9
C棟	1964年6月20日~1965年3月15日	日本不燃建築研究所	佐藤工業	648 m²	1,880m²	791 m²	42.1%	63.9m	8	9	6
D棟	1965年3月30日~1965年12月25日	日本不燃建築研究所	佐藤工業·岩崎工務店	783 <b>m</b> ²	1,788m²	1,078 m <sup>2</sup>	60.3%	65.43m	7	7	7
E棟	1965年3月30日~1965年12月25日	日本不燃建築研究所	佐藤工業	894m <sup>2</sup>	2,706 m <sup>2</sup>	1,506 m <sup>2</sup>	55.7%	65.15m	9	9	9
F棟	1965年3月30日~1965年12月25日	日本不燃建築研究所	佐藤工業	752 <b>m</b> ²	2,109 m²	1,130m²	53.6%	66.093m	8	7	8
G棟	1963年2月1日~1963年11月8日	日本不燃建築研究所	佐藤工業	876m <sup>2</sup>	2,428 m²	1,321 m <sup>2</sup>	54.4%	55.27m	9	8	8
H棟	1966年4月1日~1967年3月31日	浅田建築設計事務所	田中組・佐藤組	1,721 m <sup>2</sup>	3,412m <sup>2</sup>	547m <sup>2</sup>	16.0%	57.1m	7	7	5

この表の記載内容は『図集・市街地再開発』(全国市街地再開発協会、1970, pp.169-183)の情報を主に参照した。住宅部分面積、商店数、権利者数、一般住宅数に関しては、本論中で言及した厚木市役所市街地整備課蔵の「厚木市中央通り防災建築街区事業概要」記載の情報も参照している。なお、注12に記したように、C棟、G棟は図2の「現況図」の通りには建設されていない。上記図集p.172の平面図によればC棟は中間の一部が建設されず、道路側に壁があるだけだが、その部分も間口長さ計には含めている。

もう一つの特徴であった。これは先行研究でも指摘されていることであるが <sup>17)</sup>、厚木の場合も当時の資料からそれが確認できる。

この「防災建築街区造成事業補助金」とは別に、厚木市 は都市環境整備交付金、通路整備交付金、仮設店舗費用、 市道補償金として計1,100万円を超える額を防災建築街区 造成事業に補助したことが、前述の厚木市市街地整備課所 蔵資料に記されている。

参考までに、各棟の建設に際しての、住宅金融公庫からの融資金と民間銀行からの借入金の合計額について言及すると、棟ごとに違いがあるものの、総建築費に対して4割から7割程度の金額になっている。その数値からわかるのは、商店街の多くの店主たちが、費用の半分程度あるいはそれ以上を融資金・借入金に頼り、防災建築街区の建設に将来を託していたという事実である。

8つの棟は表 1 に記したように約 4 年間かけて段階的に建設された。これは既存の商店街が営業を続けながら順番に新しい建物を建設し、移っていくための措置であった。建設中の街区の店舗は、市が C 棟の裏側に用意した仮設店舗で営業を行った。

## 4-3. 建築の特徴

中央通り防災建築街区の8棟の内7棟は日本不燃建築研究所の設計による。この7棟は佐藤工業㈱が施工している。 最後に建設されたH棟のみ設計・施工が異なる(表2)。

日本不燃建築研究所は、建築家・今泉善一 (1911-85) が設立した設計事務所であり、多くの防火建築帯や防災建築街区の設計を行ったことで知られている <sup>18)</sup>。一例として横須賀市に建設された防火建築帯である三笠ビル (1959) (図 4) が挙げられる。道路に面して水平に窓が並ぶ、シンプルで統一感のあるファサード (建築立面) のデザインは、厚木の中央通り防災建築街区に通じるものである。当時の日本不燃建築研究所が機能的で無駄のない、西洋由来のモダニズム (近代主義) の建築造形に強く依拠していたことを、その作品群から窺い知ることができる。

中央通り防災建築街区の8棟は、鉄筋コンクリート造3 階建てを基本としている。1階部分は店舗となり、各店舗 の間口が広く開放されている。全国市街地再開発協会が



図4 三笠ビル (現状)

1970年に発行した『図集・市街地再開発』19掲載の各棟の平面図をみると、2階部分は、当初店舗として使われていたところと住居だったところがあるようである。3階は基本的に住居と考えられる。表2にまとめたように、全床面積に占める住宅部分の床面積の比率は各棟によって差があるものの、おおむね床面積の半分から3分の2が住居に充てられていたことがわかる。なお、C棟には面積の大きい遊戯場(ゲームセンター)が入り、H棟は百貨店が棟の多くを占めていたため、住宅部分の比率が小さくなっている。

各棟の外観において特徴的なのは、2階と3階のファサードを水平に横断する窓である(図5)。この水平連続窓のデザインが中央通り防災建築街区に統一感と近代的なイメージを付与していると言える。水平連続窓は、近代建築の巨匠ル・コルビュジエも強調したように、20世紀前半に成立した近代建築を象徴する表現の一つであった。元来、石や煉瓦の組積造による西洋の建築では不可能であった、ファサードを荷重から解放するという試みが、近代に入ると鉄筋コンクリートなどの新しい構造によって可能になった。それを象徴的に示すのがファサードに水平に連続する窓なのである(図6)。

さらに建築の外観における水平性の表現は、中央通りの 各棟の前に設けられたアーケードの庇にも見られる。中央 通り防災建築街区の竣工時のパンフレットには、この庇の 水平性を強調したかのような写真が用いられている(図7)。



図 5 中央通り防災建築街区 F 棟 (竣工時) (「厚木中央ビル商店街 D.E.F 棟落成記念」パンフレットより)



図 6 ヴァイセンホーフ・ジードルンクの住宅 (ル・コルビュジエ設計、1927 年竣工、シュトゥットガルト)

このような水平性の強調も 20 世紀前半西洋の近代建築ではしばしば見られるものである (図 8)。それは近代の都市におけるスピード感、例えば 20 世紀に普及した自動車の動きと呼応するものだったとも見なせる。中央通りの建築に見られる水平に連続する窓や庇も、進みつつある自動車社会を意識した表現だったと言えるかもしれない。

このような建築全体の統一的な表現の半面、すでに述べたように、各戸の間口は、所有地の間口に応じて様々である。そしてその間口の違いを外観において示すのが、ファサードの2、3階部分に張り付けられた付柱である(図9)。これは、それぞれの住戸(店舗)の境界壁の位置に設けられており、これによってそれぞれの所有する土地と建物の境界が外観において見て取れるようになっている。一見統一された姿を見せるが、よく見ると、所有者の多様さが建築の外観において窺える仕組みになっているのである。ちなみに長屋の形式になっているため、各戸は、住戸内部にそれぞれ階段を持ち、店舗付の住居として完結している。

外観の統一性は主に道路側のもので、裏側では、所有者 の違いを反映して壁面の凹凸や住戸ごとの階数の増減が 見られる点も興味深い。各棟の裏側には共有の道が設けら

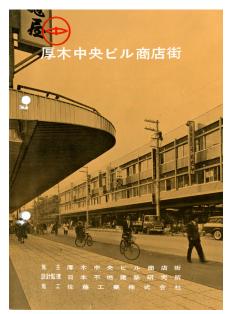


図 7 厚木中央ビル商店街 B. G 棟竣工記念パンフレット



図8 ケムニッツ (ドイツ) の百貨店ショッケン (エーリヒ・メンデルゾーン設計、1928-29)

れ、そこからそれぞれの店舗・住戸に直接アクセスできるようになっている。ここでも各戸はそれぞれが独立した長屋の形式をとっている。なお、棟によっては上階に共用の外廊下が付けられているものもある(図 10)。

外観においてもう一つ注目すべき特徴は、棟ごとに使用するタイルの色を変えている点である。確認できたのは現存する6棟のみだが、緑色(B、G棟)(図11)、赤茶色(C棟)(図12)、黒色(D棟)(図13)、緑がかった茶色(E棟)(図14)、赤茶、濃茶、薄茶など同系色の混合(F棟)(図15)というように、各棟が微妙にタイルの色合いを変え、統一されたデザインの街区の中にも棟ごとの変化と個性を与えている。また、B、C、G棟では3階窓の下に、金属板を縦羽目状に張り付け、タイルとは異なる外装の表現を見せている(図11)。

## 5. 中央通り防災建築街区の建設後の変遷

竣工した中央通り防災建築街区は、厚木の中心的な商業地区となり、多くの客を集めた。初期には3つのスーパーマーケットも開業した。隣接する海老名町(1971年より海老名市)からも相模大橋を渡って多くの買い物客が訪れたという。筆者も往時を知る複数の商店主にインタビューしたが、皆一様に初期の商店街の繁栄ぶりを口にした。防



図 9 厚木中央通り防災建築街区 E 棟 (現状)





図 10 厚木中央通り防災建築街区 D 棟 裏側 (現状)

災建築街区の完成例を見るために、他自治体からも多くの 視察者が訪れたという。

当時の中央通りには、食料品店、米店、精肉店、茶販売店、酒店、落花生販売店、煙草店、薬局、化粧品店、呉服店、京染店、自転車店、洋品店、衣料品店、寝具店、書店、文具店、金物店、日用品店、雑貨店、靴店、履物店、電気店、時計店、家具店、花店、植木店、釣具店、玩具店、スポーツ用品店、和食堂、洋食堂、喫茶店、遊戯場、スーパーマーケット、美容院、歯科、印刷製本業など、多様な商店が並んでいた 200。生活に必要なほぼすべてがこの商店街にはそろっていた。

道路の両側に300m 続いた近代的な鉄筋コンクリート造のビルは、厚木の人々に新しい時代の到来を伝えるものだったと考えられる。厚木の代表的な祭典である鮎まつりのパレードでも、しばしばこの防災建築街区を背景とする写真が撮影され、『広報あつぎ』の誌面を飾っている。中央通り防災建築街区の建設は、厚木の街の近代化において一つの時代を画す出来事だったと言えるだろう。

しかし、「中央通り商店街が順調に営業の進展を見せたのは僅かに 10 年 <sup>21)</sup>」と『厚木の商人』に記されたように、しばらく経つと、厚木の商業の中心は、新たに整備されていく本厚木駅前に次第に移っていく。それと並行して、1980 年代より防災建築街区の一部を取り壊し、跡地にマンション等を建設する例が現れてくる。表 4 はその状況を、『厚木市明細地図』(明細地図社)および『ゼンリン住宅地図 厚木市南』(ゼンリン)を経年的に調査し、まとめたものである。



図 11 中央通り防災建築街区 G 棟 (現状)

1980 年代初めの B 棟の一部取り壊しが、中央通りの変容の嚆矢であった。この跡地には翌年マンションが建設される。1980 年代後半には F 棟で小規模な取り壊しがなされる。その後 1990 年代に入ると建物の一部取り壊しが断続的に実施されるようになり、B 棟、A 棟、D 棟、H 棟において、それぞれビルの半分くらいの規模が取り壊される。これらの跡地にはマンションが建設された。その際、建物の取り壊し後しばらくの間は駐車場として利用され、その後マンションが建設される例が多く見られた。その流れは2000 年代初頭にも続いている。2000 年代中盤から後半には一時落ち着くが、2010 年代に入ると、再び防災建築街区の部分的な取り壊しが進み、現在もその流れは止まっていない<sup>22)</sup>。

ここでの取り壊しとは、防災建築街区の棟の端部を住戸 (土地) 境界の位置で切り離し、解体するものである。そのため、残された棟の壁面にはかつての鉄筋コンクリート造の柱梁の痕跡や階段の断面が見えるところもある(図16)。このような部分的な取り壊しが可能だったのは、前述したように、防災建築街区の建物が縦割式の区分所有となっているためであった。ゆえに、基本的に隣家の同意がなくても取り壊しを進めることができるのである。

ただし、建築の構造上、棟の中央部分の所有者は取り壊しが難しく、両端部からの取り壊しとなる。すなわち、所有している場所によって建て替えに関する有利・不利が生じている。B棟は高層マンションに挟まれるかたちで残っているが、これは、棟の両側が建て替えられ、中央部分が残った結果である(図 17)。また、取り壊してマンション



図12 中央通り防災建築街区 C棟(現状)



図13 D棟壁面(現状)



図14 Ε棟 壁面(現状)



図15 F棟壁面(現状)

等に建て替える場合、ある程度のまとまった土地が必要となるため、小さな土地が単独で取り壊されるケースは少ない。一戸分を単独で取り壊す場合は、もともと大規模な店舗を構えていた土地であることが多い。なお、表 4 には取り壊しの戸数を記したが、それは必ずしも取り壊しの規模を反映していないことを付記しておきたい。このようにして段階的な取り壊しと建て替えを経た結果が、現在の中央通り防災建築街区である(図 18)。

各棟の現存率(現在の間口長さの計/当初(表2)の間口長さの計)は、表4に示した状況になっている。E棟とG棟はこれまで取り壊しがなされず、少なくとも道路側に関しては、当初の規模を維持している。一方で、A棟とH



図 16 中央通り防災建築街区 F 棟 (現状) (切断された住棟の階段の断面が残る)

棟は完全に姿を消し、高層のマンション等に建て替えられている。結果的に現在繁華街となっている本厚木駅前に最も近い A 棟と H 棟がすべて建て替えられているのは示唆



図 17 中央通り防災建築街区 B 棟 (現状)

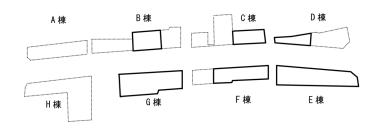


図 18 中央通り防災建築街区の各棟の現状 (実線が現存部分、点線が取り壊された部分を表す)

表 4 厚木中央通り防災建築街区の変遷

	A棟	B棟	C棟	D棟	E棟	F棟	G棟	H棟
1960年代前半	1964年2月竣工	1963年11月竣工					1963年11月竣工	
1960年代後半			1965年3月竣工	1965年12月竣工	1965年12月竣工	1965年12月竣工		1967年3月竣工
1970年代前半								
1970年代後半								
1980年代前半		1981年1戸取壊 →1982年マン ション建設						
1980年代後半						1988年1戸取壊 →1995年マン ション建設		
1990年代前半		1993年5戸取壊 →1998年マン ション建設						
1990年代後半	1996年4戸取壊 →2002年マン ション建設			1998年2戸取壊 →同年マンショ ン建設				
2000年代前半	2001年1戸取壊 →2017年マン ション建設		2002年1戸取壊 →同年マンショ ン建設					1999年1戸取壊 →2001年マン ション建設
2000年代後半								
2010年代前半	2012年3戸取壊 →2013年マン ション建設					2014年1戸取壊 →跡地は空地 (2018年現在)		
2010年代後半			2017年2戸取壊 →同年マンショ ン建設					2015年5戸取壊 →2017年マン ション建設
現存率	0%	37.5%	43.1%	50.3%	100%	72.30%	100%	0%

『厚木市明細地図』(明細地図社)1965, 1967, 1970, 1972, 1973, 1974, 1976, 1977, 1979, 1981, 1982, 1984, 1986, 1988, 1989, 1991, 1993, 1995, 1996, 1998年、および『厚木市(南部)住宅地図(ゼンリン住宅地図)』(ゼンリン)2000(1999年8月発行), 2001(2000年11月発行), 2002(2001年11月, 2003~2016年の情報をもとにまとめた。実際の土地の状況が地図に反映される時間差により、「取壊」「マンション建設」の実施年については1~2年のずれがある場合も考えられるが、あくまで目安としてここでは年を記載した。

的である。他の棟に関しても、部分的に取り壊された場合、 跡地は大半が高層マンションに転用されている。

建て替えに進んだ一番の要因は、すでに述べたように厚木の商業地区の中心が、本厚木駅前へと移動したためと考えられる。中央通りは本厚木駅より徒歩で5~10分程度の立地にあり、徒歩圏として見たとき、本厚木駅前と比べて訪問者を呼び込みづらい<sup>23</sup>。

さらにモータリゼーションの加速と駐車場の欠如も、中央通りの商店街が衰退した要因の一つと考えられる。中央通り防災建築街区の当初の計画では、駐車場はほとんど考慮されていなかった。竣工後まもない時期に東海大学の研究者によって実施されたアンケート調査では、駐車場の欠如がすでに問題点として中央通りの商店主たちから指摘されている<sup>24)</sup>。その後、自動車交通が増加すると、駐車場の用意されていない中央通りは、買い物客にとって立ち寄りづらい場所となっていったと考えられる。さらに、中心市街地における大型のスーパーマーケットの開店も、新たな集客拠点を作り出し、中央通りから人々の足を遠ざける要因となっていった。

加えて筆者が一部の店主にインタビューしたところでは、所有者たちが建て替えに踏み切る要因として、店舗の後継者の問題もあるようだ。現在の中央通り防災建築街区にある商店街を維持していくために、イニシアティブを取ることのできる若い世代がいなくなっているという。その結果、店と土地を手放す決心をした所有者もいる。

ただ一方で、中央通り防災建築街区が上述のようにマンション等に絶え間なく建て替えられている状況は、厚木市の都市としてのポテンシャルを示しているとも言える。現在本厚木駅近くには多くの高層マンションが建ち並ぶ。複数の大企業や大学が立地する首都圏郊外の居住都市としての住宅需要の高さが、防災建築街区の建て替えにも影響を与えているのは確かだろう。高度経済成長期に建設された地方都市の再開発ビルの中には、人口減少のために建て替えもできずに放置されている例もあると聞く。それに比べれば、建て替えがなされるのは都市が活力を持っていることの証でもあると言えよう。とはいえ、筆者はこの中央通り防災建築街区の建築群がこれからも残り続けてほしいと考えている。その理由を次章で述べたい。

#### 6. おわりに

本稿では、1963年から1967年に建設された厚木中央通り防災建築街区の成立と変遷について述べた。最後にこの建築物の建築的・歴史的な価値についてまとめ、本稿を終えたい。

筆者は、現存する中央通り建築街区の建築には、様々な建築的・歴史的価値があると考えている。まず建築自体の価値である。4章で述べたように、中央通り防災建築街区の建築群は、西洋で成立した鉄筋コンクリート構造を用い、近代建築のデザインを試みた例であり、戦後間もない時期の先進的な建築デザインを現在に伝えるものとして貴重

である。窓や庇で水平性を強調した統一感のあるシンプルなファサード、付柱で住戸境界を示す手法、棟ごとに色を変えたタイルの表現など、設計者のこだわりを感じさせる玄人好みのデザインとも言える。ほぼ完全な形で残る E 棟は、相模大橋から厚木市に入り最初に目にする街区であり、文字通り厚木の玄関口の一つを形成している。それは都市の景観を作り出す建築物として、厚木の街のなかでは、唯一無二の価値をもつものと言える。

同時にこの建築は、高度経済成長期の都市計画の試みを 今に伝える事例として重要である。防災建築街区造成法を 活用して、複数の地権者の土地から、個々の土地所有を維 持したまま、一体型の防災建築物が建てられた。その所有 形式が棟の端部を切り離す部分的な建て替えを生み出し ていく。そのような変遷の経緯も歴史的に見れば興味深い ものであり、それを示すのがこの建築なのである。

さらに厚木の歴史の証人としての価値も指摘したい。厚木で育った市民にかつての中央通り商店街の話を聞いてみると、子供の頃の買い物話など、実に生き生きと思い出を語ってくれることがある。特に昭和後期の厚木の日々の生活において、中央通りは重要な存在だったと思われる。厚木市民から中央通りにまつわる思い出を集めれば、数多くの都市の記憶が集積されるのではないか。本稿の中でも述べたように、中央通り防災建築街区の建設の契機は、1964年の東京オリンピックを前にした道路拡幅だった。2020年の東京オリンピックを前に、中央通りの思い出を市民に募り、この防災建築街区の歴史的な価値を再考してみるのも意義ある試みと言えるだろう。

そして、都市の中での建築的多様性を保持する上でも中 央通り防災建築街区は欠かせない存在と考えられる。『ア メリカ大都市の死と生』を著したジェイン・ジェイコブズ は、都市の中に様々な種類の多様性があることの重要さを 指摘した 25)。地区の用途や人々の活動の多様性に加えて、 彼女は建物の多様性も挙げている。事実、都市の中に新し い分譲マンションが一様に建ち並ぶのではなく、高度経済 成長期のビルと高層マンションが隣り合う姿が都市景観 に変化を与え、人々の活動にも刺激を与えるのではないか。 建築史家の後藤治は「『時代の積層』が歴史的価値を強調 する」と述べる。歴史的な建築と言う場合、必ずしも重要 文化財級の建築物である必要はない。「ちょっと古い建物」 が残り、町並みを形成すれば、地域の魅力を生み出すきっ かけになるという 26)。様々な時代・様式の建築が混ざり合 っていることが個性のある都市にとっては必要である。中 央通りの建築は、厚木市にその可能性を与えるものとなる に違いない。

#### 謝辞

本研究は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成事業「次世代型環境防災都市の構築に向けた基盤研究 ~神奈川県厚木市をモデルケースとして~」(東京工芸大学大学院建築学・風工学専攻)、および JSPS 科研費 15K06408 基盤研究(C)「ヴ

アイマール期ジードルンクを糸口としたモダニズム住宅の国際性と地域性に関する研究」(研究代表者:海老澤模奈人)の成果の一部です。本稿は、2017 年 12 月 2 日の中島直人・東京大学都市工学科准教授による講演会「都市計画遺産としての防災建築街区ビル~高度経済成長期の再開発ビルを振り返る」(主催・会場:東京工芸大学)にあわせて行った筆者の発表をもとにまとめたものです。本稿執筆にあたり、中島先生よりご助言と資料の提供を得ました。また、厚木市役所都市計画課には同市市街地整備課蔵の非公刊資料の閲覧に際してご協力いただきました。さらに厚木中央通り名店街の店主の方々からも数多くのご助言をいただきました。記して謝意を表します。

#### 注

- 1) 千葉宏による論文「防災建築街区造成法と都市再開発」(『日本の都市再開発史』,全国市街地再開発協会,1992,pp.109-117)では、社団法人全国市街地再開発協会編「日本の都市再開発、昭和56年2月発行」の巻末に記載されている「防災建築街区造成事業一覧」を用いた結果341街区、253haが防災建築街区に指定されたものとして、分析を行なっている。一方で同論文の109ページに記載された建設省作成資料に基づく「防災建築街区造成事業年度別実績一覧」(p.109)の表では、防災建築街区造成事業年度別実績一覧」(p.109)の表では、防災建築街区指定の総数が643街区、420haとなっている。千葉自身も同論文の中で、この二つの数値の間での整合性がとれていないことを指摘しているが、「これについては追求すべき手段は現在ない」(p.117)と述べている。このように防災建築街区の全容については不明なところも多いとされるが、本稿ではひとまず300以上と記述した。
- 2) 例えば、中島直人「藤沢駅前南部第一防災建築街区造成の都市計画史的意義に関する考察」(『日本建築学会計画系論文集 第78 巻 第688 号』,2013 年6月,pp.1301-1310)。 さらに日本建築学会 HP の論文検索において氷見市、砺波市、駒ヶ根市などの個別事例や全国の防災建築街区の現状を扱った学術講演論文を見つけることができる。防火建築帯についても沼津市、大曲市、横浜市などに関する研究がなされている。
- 3) 中島前掲書(注 2), p.1303
- 4) 衆議院ホームページ (http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_housei.nsf/html/houritsu/03819610601110.htm) 参照
- 5) 中島前掲書(注2), pp.1302-1303
- 6) 厚木市史編纂委員会編『厚木産業史話』(厚木市役所, 1976) p.82
- 7) 主として、鈴村茂『厚木の商人』(神奈川県情報社,1980) を参照。また、中央通り防災建築街区建設以前の中学通りの風景は、『写真集 厚木市の昭和史』(厚木市の昭和史編集委員会編,千秋社,1993)や『ふるさと厚木・愛甲』(郷土出版社,2011)などの写真集に掲載されている。
- 8) 厚木市立郷土資料館所蔵。同館に展示。『東町二番』(厚木市教育委員会,1994)などの出版物にも掲載されている。
- 9) 『厚木の商人』(注7), pp.157, 350-351
- 10) 『広報あつぎ』昭和 42 (1967) 年 7 月 15 日, p.2
- 11) 中央通り防災建築街区が、耐火建築促進法の防火建築帯 と近いものであることは同時代の雑誌記事においても指摘 されている(「防災建築街区めぐり 第 6 回 厚木市」『都 市再開発』21 号(1963年10月発行),pp.24-26)。
- 12) 全国市街地再開発協会編『図集・市街地再開発』(大成 出版社,1970年) 掲載の図面や当時の住宅地図と照合してみ ると、必ずしもこの「現況図」の通りには建設されていな いことがわかる。C 棟は中央の一部が建設されず、2 棟に分

- 離して建設され、G 棟の西端には独立した銀行の建築が建ったため、規模が縮小されている。
- 13) 厚木市役所市街地整備課に残る「厚木市防災建築街区補足説明文」と題する手書きの文書(作成時期不明)には、以下のように記されている。「土地代金については買収単価37年度坪単価100,000円、38年度106,000円、39年度112,360円と1年毎6分の金利を加算した額で買収した。」「物件補償については既設建物が取りこわされるので補償として最高の解体改造見てもらう様市が土木所と交渉し全建物を解体改造で補償金が支払われた。したがって営業休止補償についても最高額4ヶ月支払らわれた。」。前出(注10)の『広報あつぎ』昭和42年7月15日の記事には「買収補償費二億二千八百万円」と記されている。
- 14) 計画前と後の家屋および土地の境界線が記された図面が、 A~Hの8街区について残されている。
- 15) 小俣元美・大村謙二郎・有田智一「都市再開発法制定時前後の高度成長期に取り組まれた再開発ビルの現状と課題」(『日本不動産学会誌』,第 19 号第 1 号,2005 年 6 月,pp.111-121)では、この形式を「建物縦割区分所有形態」と呼んでいる。なおこの論文では、「建物縦割区分所有形態」の例として、厚木中央通り防災建築街区と思われる配置図が名前を伏せたまま例示されている。
- 16) 全国市街地再開発協会編『図集・市街地再開発』(大成 出版社,1970年)。厚木中央通り防災建築街区は pp.168-183 に掲載。この図集と神奈川県建築課の『防災建築街区造成 事業概要』の公刊資料に掲載された情報は、おそらく、本 文中で述べた厚木市役所蔵の「事業概要」の数値を参照し、 まとめられたものと考えられる。
- 17) 千葉によれば、前身の耐火建築促進法では、「耐火建築物と木造の標準建設工事費の差額について補助する」直接経費への補助形態をとっていたが、防災建築街区造成法では間接経費への補助に転換したという。その要因として、個人の財産への補助となる建築工事費への補助を避けたこと、また住宅金融公庫による低利の融資との重複補助を避けたこと、さらに「共同建築物建設促進策としてソフトの費用に対する補助体系の確立の必要性」があったことを、千葉は指摘している(千葉前掲書(注 1),p.111)。
- 18) 初田香成『都市の戦後. 雑踏のなかの都市計画と建築』 (東京大学出版会, 2011)。特に「第六章 今泉善一と地方 都市の防火建築帯」
- 19) 『図集・市街地再開発』(注 16), pp.168-183
- 20) 久保田庄三郎・青木康男・田丸重彦・石田勝彦・中島照雄・内田莞視「都市再開発に関する研究(第1報厚木市中央通り防災建築街区の調査)」(『東海大学紀要 工学部』1967(2), pp.125-146)
- 21) 『厚木の商人』(注7), p.357
- 22) 2018 年 1 月に筆者が住人から聞いたところでは、現在残る D 棟の取り壊しも決定したとのことである。
- 23) 4 章で言及した横須賀の三笠ビルが現在も駅近くのショッピング街として活用されている状況と比べたとき、駅からの距離の問題は、商店街としての厚木中央通りの衰退の決定的な要因であると感じる。
- 24) 久保田他前掲書(注 20)
- 25) ジェイン・ジェイコブズ 『 [新版] アメリカ大都市の死 と生』 (山形浩生訳, 鹿島出版会, 2010)
- 26) 後藤治他『伝統を今のかたちに』(白揚社, 2017) pp.76-78

#### 図版出典

図 1~3,5,7: 厚木市市街地整備課所蔵の厚木中央通り防災建築街区関連資料より/図 4,6,8~17: 筆者撮影/図 18: 筆者作成